

○香取市看護師等修学資金貸付条例

令和6年12月13日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、地域医療体制の充実に期待を寄せる市民が多い現状に鑑み、将来的に市内において看護師等の業務に従事し、かつ、居住する意志を有する者に、予算の範囲内で修学資金を貸し付け、その意志を実現した者の修学資金の償還を免除すること等により、看護師等の業務に従事する者の修学並びに市内における就業及び居住を容易にし、市の医療提供体制の充実及び人口社会減の抑制を図り、もって暮らしやすい地域社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。
- (2) 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条までの規定により、文部科学大臣が指定した学校並びに厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所をいう。
- (3) 修学資金 養成施設において修学するために必要な資金で、次に掲げるものをいう。
 - ア 入学一時金 養成施設において入学時に必要な一時金をいう。
 - イ 修学金 養成施設において授業料その他の教育費として必要な資金をいう。

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養成施設に在学している者
- (2) 養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後、将来、市内において、看護師等として継続して修学資金の貸付期間以上業務に従事し、かつ、居住する意志を有する者

2 前項の規定にかかわらず、香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者は、貸付対象者ではない。

（貸付額）

第4条 修学資金の貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、貸付対象者が希望する額とする。ただし、入学一時金にあっては、入学初年度に限る。

（1） 入学一時金 20万円

（2） 修学金 月額6万円

（貸付期間）

第5条 修学資金の貸付期間は、第7条第1項の規定による申請のあった日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月までとする。

（貸付利息）

第6条 修学資金の貸付けは、無利息とする。

（貸付けの申請等）

第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請に当たり、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、法定代理人の同意を得なければならない。

3 第1項の連帯保証人は、次条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して、極度額（入学一時金の額と修学金の月額に貸付期間の月数を乗じて得た額とを合算した額に相当する額をいう。）を限度として保証するものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、選考の上、修学資金の貸付けの可否を決定する。

（貸付けの決定の変更）

第9条 借受人は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、修学資金の貸付期間中であるときは、当該取消しの事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 第3条第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により貸付けの決定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、貸付けの目的を達成する見込みがないと市長が認めるとき。

2 市長は、借受人が修学資金の貸付期間中に留年し、又は休学、停学その他の事由により1箇月以上引き続いて欠席したときは、その留年し、又は欠席した期間に相当する期間、修学資金の貸付けを停止するものとする。

3 市長は、借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべき書類を提出しないとき、又は届け出るべき書類を届け出ないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(償還)

第11条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金を市長に償還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項に規定する取消しの決定を受けたとき。

2 前項の規定による償還は、同項各号に掲げる償還の事由が生じた日（次条の規定による猶予を受けたときにあっては、当該猶予を受けた期間が満了した日）の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付期間（前条第2項の規定による停止をされた期間を除く。）に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等償還により行わなければならない。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

- 3 前各項の規定にかかわらず、借受人は、前条第1項第3号を理由とする取消しを受けたときは、市長が指定する日までに、貸付けを受けた修学資金の全額を償還しなければならない。

(償還の猶予)

第12条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の償還を猶予することができる。

- (1) 第10条第1項第2号又は第4号を理由とする取消しを受けた後も引き続き在学しているとき その在学する期間
- (2) 養成施設を卒業した後、引き続き当該養成施設とは別の養成施設において修学しているとき その修学する期間
- (3) 養成施設を卒業し、又は前号、次号若しくは第5号の期間が満了した後、相当な期間内に市内において継続して看護師等の業務に従事し、かつ、居住しているとき その従事し、かつ、居住している期間
- (4) 卒業した日の属する年度の末日までに看護師等の免許を受けていない場合において、当該年度の翌年度の末日までに当該看護師等の免許を受けようとするとき その卒業した日の属する年度の末日の翌日から当該年度の翌年度の末日までの期間
- (5) 次条第1項第2号及び第3項に掲げる場合を除くほか、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の償還が困難になったとき 市長が認める期間

(償還の免除)

第13条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の償還を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業し、又は前条第2号、第4号若しくは第5号の期間が満了した後、相当な期間内に市内において継続して看護師等の業務に従事し、かつ、居住した期間が貸付期間に達したとき。ただし、前条第2号の期間が満了したことにより、償還を免除する場合の貸付期間は、養成施設において修学した期間と、当該養成施設を卒業した後、引き続き当該養成施設とは別の養成施設において修学した期間を通算したものとする。

(2) 前号に規定する看護師等の業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護師等として業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、借受人が前項第1号に掲げる場合を除くほか、養成施設を卒業し、又は前条第2号、第4号若しくは第5号の期間が満了した後、相当な期間内に市内において看護師等の業務に従事し、かつ、居住したときは、修学資金の一部を償還を免除するものとする。

3 市長は、借受人が第1項第2号に掲げる場合を除くほか、死亡し、又は疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の償還ができなくなったときは、修学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(遅延損害金)

第14条 借受人は、修学資金を償還すべき日までに償還しない場合は、当該償還すべき日の翌日から償還が完了する日までの期間の日数に応じ、償還すべき修学資金の額に法定利率を乗じて得た額に相当する額の遅延損害金を支払わなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。